

樹木採取権について

北海道森林管理局では、国有林野の管理経営に関する法律に基づき樹木採取区の指定等に向けた手続きを開始しました。

業務調整課

はじめに

国内の森林は、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えています。この森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことで、先人の築いた貴重な資産を継承・発展させることが、これからの森林・林業政策の主要課題となっています。



利用期を迎えた森林

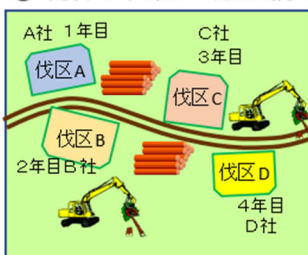
こうした課題に対応するため、経営管理が不十分な民有林を都道府県が公表する民間事業者（いわゆる「意欲と能力のある林業

経営者」）に集積・集約化する、森林経営管理制度が令和2年4月からスタートしました。

この制度を円滑に実施し、制度の要となる林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要となります。そのためには、国有林が民有林からの木材供給を補完する形で、長期・安定的にこうした民間事業者へ木材を供給するとともに、国産材の需要拡大に向けて川上と川中・川下の需要者との連携強化を図ることが有効です。

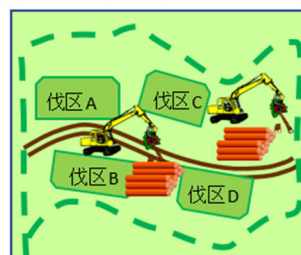
このため、現行の立木販売事業等の入札方式を基本としつつ、効率的かつ安定的な林業経営を育成するため、新たに「樹木採取権制度」として国有林の一定の区域（樹木採取区）において立木を一定期間、安定的に採取する権利を民間事業者に設定できる仕組みを追加して実施することとしました。

① 現行の仕組み（引き続き実施）



・毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により立木を購入して伐採する事業者を決定
※立木を購入している林業経営体の平均年間立木購入面積(2015年農林業センサス)は約20ha(年間6千m³程度の素材生産量に相当)

② 追加する仕組み（今後の供給量の増加分の一部で実施）



・国有林の一定の区域（樹木採取区）において立木を一定期間、安定的に採取できる樹木採取権（地域の民間事業者が対応可能な200～300ha・年間数千m³程度の素材生産量を想定し、権利の期間は10年を基本に運用）を設定
※現行の国有林の伐採のルールを厳守
※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

①を基本とし、②を追加

樹木採取権制度の概要

1 樹木採取区の指定

北海道森林管理局長（以下「局長」）は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、「樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であること」、「指定しようとする区域の所在する地域において、国有林と民有林に係る施策を一体的に推進することにより、地域における産業の振興に寄与すると認められるものであること」という基準に該当する区域を樹木採取区として指定します。

2 樹木採取権の設定を受ける者の公募・選定

局長は、樹木採取区を指定したときは、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募します。

樹木採取権の設定を受ける者の必須条件として、「森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力や、これを確実に行うに足る経理的基礎を有する

と認められること」や「民有林からの供給を圧迫しないため、木材利用事業者等（川中事業者）及び木材製品利用事業者等（川下事業者）」との連携により、木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること」等の基準に適合していなければなりません。

局長は、応募者のうち基準に適合する者の中から、3（1）の樹木料の算定の基礎となる申請額、事業の実施体制、地域における産業の振興に対する寄与の程度等を勘案し、関係道府県知事に協議の上、樹木採取権の設定を受ける者を選定します。

3 事業の実施

（1）樹木採取権実施契約の締結

樹木採取権の設定を受けた者（樹木採取権者）は、事業の開始前に、局長と具体的な施業の計画（採取する箇所、面積、採取方法等）や、川中・川下事業者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等

を内容に含む樹木採取権実施契約（以下「実施契約」）を5年ごとに締結することとなります。実施契約は、公益的機能の維持増進等の観点から、現行の国有林の伐採のルールに則り、局長が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合する必要があるとします。また、樹木を採取する前に樹木料を国に納付する必要があるとします。

（2）報告、指示、樹木採取権の取消し

局長は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して報告を求め、調査し、指示をすることができ、正当な理由なく指示に従わないときは権利を取り消すことができます。

また、局長は、樹木採取権が国有林の伐採ルールに適合しない伐採を行うなど、実施契約に定められた事項に重大な違反があったときは、樹木採取権を取り消すことができます。

4 樹木の採取跡地における植栽

採取跡地における植栽については、国が責任を持つて行うこととなりますが、採取跡地において伐採と植栽を一体的に行うことによる植栽の効率的な実施のため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に、植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとしています。そのため、公募の際に植栽作業を行うことを提示し、それに応じた者から樹木採取権者を選定します。このことにより再造林が適切に行われることとなります。

樹木採取区の指定に向けて

国有林における樹木採取区の指定については、当面、全国で10箇所をパイロット的に行っていくこととしており、令和3年7月から8月にかけて全国の森林管理局において、樹木採取区の指定等に向けた手続きを開始しました。北海道森林管理

局においても、3箇所（表1）の樹木採取区の指定等に向けた手続きを開始しており、樹木採取権設定までの今後のスケジュールは、（表2）のとおりです。

表1 北海道森林管理局における樹木採取権指定候補箇所

	森林管理署	樹木採取区の名称	所在地	区域面積	採取可能面積
1	胆振東部森林管理署	北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区	むかわ町内	671.03ha	554.21ha
2	網走中部森林管理署	北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区	北見市、置戸町、 佐呂間町にまたがる区域	670.55ha	559.06ha
3	根釧西部森林管理署	北海道森林管理局 3 根釧西部樹木採取区	釧路町、厚岸町、標茶町、 鶴居村にまたがる区域	827.39ha	733.77ha

表2 今後のスケジュール

年月日	内容
R3.8 ～R3.9	地元自治体、学識経験者に対する意見聴取
R3.9 ～R3.10	樹木採取区の公示（指定）
〃	樹木採取権者の公募開始（2～3か月間程度）
R3.12～R4.1	申請書提出期限
R4.1 ～R4.2	樹木採取権者の決定、運用協定の締結
R4.2 ～R4.3	実施契約の締結等（これ以降、伐採が可能）

※ 上記のスケジュールについては、変更の可能性があります。

本制度により、樹木採取権者が安定的な事業量を確保することで、計画的に機械の導入や人員の確保等を行うことが可能となるとともに、樹木採取権者と、新規需要開拓に取り組む川中・川下の事業者が協定を締結し、国産材の安定的な取引関係の構築が促進されること等が期待されています。